

中国での立体商標の登録性ガイドライン

2024年01月23日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

立体商標の登録が世界的に増加しています。一方で立体商標の登録性の争いも増加しており、例えば欧州連合知的財産庁（EUIPO）では、先月号で紹介のとおり、ルービックキューブの立体商標が無効となりました。各国の特許庁では、立体商標等を正しく理解するためのガイドラインが作成され、例えば中国商標局では2023年12月29日付けで立体商標を含む非伝統的商標に関するガイドラインが公布されました。


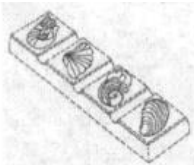


本稿ではガイドラインのうちの立体商標に関する規定を御紹介致します。

2 中国商標局が公布の非伝統的商標に関するガイドライン《关于非传统商标应当具有显著特征的指引》

2.1 ガイドラインの公布以前

中国では2001年の商標法改正の商標法8条にて「立体的形状」の商標登録が可能とされましたが立体的形状の具体的な定義付けは不明瞭でした。

その後の2013年の「商標法釈義」では以下のように立体的形状の定義付けがなされました。

フォルクスワーゲン社の自動車	
ギリアン社のチョコレート	
フェレロロシェ社のチョコレートの包装	
海飛絲 (Head & Shoulders) 社のシャンプーの包装ボトル	

サンリオ社のハローキティ	
メルシス社のミッピー	
北平楼レストラン前に立てられている彫像	

2. 2 本ガイドライン

更に今回、立体商標等の登録性を正しく理解するためのガイドラインが公布されました。

a】原則

立体商標は多くの場合、商品等に期待される機能をより効果的に発揮させたり、商品等の美観をより優れたものとする目的で選択されることが多く、商品等の出所表示する機能や、自他商品識別する機能として用いられることが少ないため、原則として登録性を認めがたい。

b】出願時の手続について

その上で出願書類には、立体形状が確定できる図面を掲載しなければならない。少なくとも3方向からの図面を含めなければならない。


c】登録性の判断について

商標登録の一般的規則を適用するとともに、商標自体の構成、使用指定商品又は役務、関連公衆の認識習慣、属する業界における実際の使用状況、並びに標識の構成要素、視覚効果及び使用態様が、総合的に考慮される。

d】特徴（識別性）がないとされるケース

d 1】



例えば時計の商品において、商標出願された立体商標  では、商品自体の立体的な形状のみであるから、商品の外観、造形、装飾等として認識されるに過ぎず、商品の出所表示を識別する機能を果たすことは困難である。

d 2】



例えば靴の商品において、商標出願された立体商標（図面には、靴とブーツの主要な構造が点線で描画）では、鮮やかな黄色でありブーツのアップ部分にて一定の特徴を有して表現されているが、商品全体に占める割合が比較的小さいため、商品の出所表示を識別する機能を果たすことは困難である。

d 3】



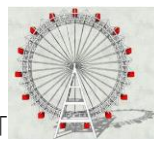
例えば調味料の商品において、商標出願された立体商標では、商品の包装又は容器の立体的な形状のみであるから、商品の外観、造形、装飾等として認識されるに過ぎず、商品の出所表示を識別する機能を果たすことは困難である。

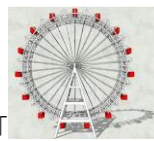
d 4】



商標出願された立体商標では、単純又はありふれた立体的形状又は装飾を目的とする立体的形状からなる標識として認識されるに過ぎず、商品の出所表示を識別する機能を果たすことは困難である。


d 5】



遊園地の提供において、商標出願された立体商標「」では、一般的な遊園地の遊具であり、関連する役務の提供のために一般的又は普通に使用される物品の立体的形状として認識されるに過ぎず、商品の出所表示を識別する機能を果たすことは困難である。

d 6】



万年筆の商品において、商標出願された立体商標「」では、識別力を有しな

い立体形状と識別力を有する他の平面要素との結合商標であるが、文字及び図形（平面要素）のペン本体に占める割合が小さく、また文字及び図形（平面要素）が容易に認識できない位置であるため、商品の出所表示を識別する機能を果たすことは困難である。

e】特徴を出すための使用

商標が長期間または広範に使用された後、商品またはサービスの出所を識別および区別できれば、商標の独特の特徴を獲得する。

3 むすび

冒頭のとおり世界的に立体商標の登録が増加しています。中国では2015年から2019年までの出願件数が54件から2400余件へと激増しています。一方で登録率については苦戦しております。中国での立体商標については、2013年の「商標法釈義」や今回公布のガイドラインを参考とし、より登録性の高い、立体的形状を選択することが大切です。

以上